【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し国において、次の財源措置を講じること。
 - (1) 介護給付費財政調整交付金を別枠として措置すること。
 - (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備について、三位一体改革で税源 移譲されていない 5割分を税源移譲すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減 要介護認定については、要介護認定者の増加等により市町村の事務負担が増大し ているため、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務について、その報酬額を業務に見 合った額とするなど、業務の実態を考慮した制度とすること。
- 4 介護保険事業所の指導等の見直し 介護保険事業所に対して効果的・効率的に指導・監査が行えるよう、国において、 より適切な手法を検討するとともに、県、市町村の指導監督体制の整備について、 十分な支援を行うこと。
- 5 介護保険サービスの見直し 国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 透析患者など一定条件を満たす場合、要支援者への訪問介護における通院 等乗降介助
 - ウ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 6 介護保険適用除外施設退所後の保険給付の見直し 介護保険適用除外施設(特に救護施設)の退所後の保険給付は、入所前の市町村 が行うこと。

7 低所得者に対する保険料及び利用料負担軽減対策の見直し

介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減 と、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保すること。その際、社会福祉法 人による減免制度の廃止や補足給付の拡充などの見直しを行い、国において必要な 財源措置を講じること。

8 介護保険料の徴収方法の選択制

介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、慎重に検討し、安易に導入しないこと。また、特別徴収と普通徴収との間で生じる税負担の不均衡(社会保険料控除)の問題については、国の責任において適切に措置すること。

9 制度見直しにおける地方自治体の意見反映

今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような見直しを行う場合には、あらかじめ地方自治体の意見を聞き、それを十分に反映させること。

10 お泊まりデイサービスの法整備

「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全性が確保できるよう、国において法令に位置付けること。

【提案理由等】

- 1(1) 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で 5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1 号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要が ある。
 - (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備については、三位一体改革において平成18 年度から地域介護・福祉空間整備等交付金(都道府県交付金)が廃止され、その5割が税源 移譲されたところだが、税源移譲されていない5割分を税源移譲する必要がある。
- 2 要介護認定者の増加に伴い市町村の事務負担が増大しているため、介護保険業務に係る事務 の負担軽減や費用負担について措置を講じる必要がある。
- 3 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務(ケアマネジメント)において、現行の報酬は、業務の実態等を十分踏まえたものとは言えないため、見直しが必要である。
- 4 一部の介護保険事業所において、不正な事業運営が行われていた実態が認められたことなど を踏まえ、制度を適正に運営していくため、事業者に対する指導等が適切に行われることが必 要である。このため、介護保険事業所に対して効果的かつ効率的に指導監督を行うことができ るよう、国において支援していくことが必要である。
- 5(1)ア 柔道整復師の行う機能訓練について、通所介護の一環として行われるものは、介護給付の対象とされているが、それ以外については対象とされていない。介護保険サービスの供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。
 - イ 平成18年度の制度改正による予防給付の対象者の拡大に伴い、新たな要介護認定により「要支援」と認定された場合、「通院等乗降介助」サービスが利用できなくなり、透析のための通院に影響が生じているため、制度を見直す必要がある。

- ウ 視覚障害者に限らず、高齢者には、視力が低下している方なども多いことから、「代筆・ 代読」についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件を付し て、介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。
- (2) また、在宅高齢者の重度化に伴い、多くの重度介護者や認知症の方が通所介護を利用しているが、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。
- (3) さらに、介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあっては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。
- 6 適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合、退所と同時に適用除外施設の所在 市町村の被保険者となるため、保険給付は、保険者となる適用除外施設所在市町村の負担とな る。

しかし、こうした施設の所在市町村が、退所者について退所後の保険給付まで行うことは、 適切な費用負担の観点から問題があり、適用除外施設入所前の市町村が保険給付を行う必要が ある。

7 低所得者対策については、一定の措置が講じられているものの、その内容は十分ではないため、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、財源措置も含め、国における恒久的な制度として拡充する必要がある。その際、現行の社会福祉法人における減免制度は、実施主体である社会福祉法人の対応に委ねられるなど、一律の対策となっておらず利用者の負担の公平性の観点から問題があり、廃止する必要がある。

また、制度見直しに当たっては、国民健康保険などで導入されている定率による保険料との均衡等に配慮するなど、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保する必要がある。

8 介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、特別徴収が被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から導入された経緯や、制度として定着していること、及び介護保険財政に重大な影響を及ぼす可能性があること等を踏まえ、制度導入前に時間をかけて保険者である市町村との十分な協議を行う必要がある。

また、納付方法が普通徴収の場合は、家族に係る保険料についても世帯主等実質的な負担者の社会保険料控除の対象とすることができるが、特別徴収の場合はできないという不均衡があるため、国の責任において適切に措置する必要がある。

- 9 今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような見直しを行う場合には、財 政負担をしている都道府県や保険者である市町村の意見を聞き、それを十分に反映させる必要 がある。
- 10 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は保険給付の対象とされ、宿泊サービスとして行われる部分は法令に定めがない。

しかしながら、宿泊サービスについては、宿泊の長期化、部屋の男女兼用、夜間の人員体制が不十分などの問題があることから、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督を行うことができるよう、法令に位置付けることが必要である。

(神奈川県担当課:保健福祉局高齢社会課、高齢施設課、介護保険課)